

## 公述申出書の別紙2 起業者への質問

### 1 ハッ場ダムの「治水目的」に関する質問

#### (1) 事業認定申請書が示す利根川流域の近年の主な洪水被害においてハッ場ダムがあれば、本当に被害が軽減されるのか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(1) 洪水調節」で次のように記されている(19ページ)。

「近年では平成10年9月、同19年9月の洪水によって、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している(表-4 利根川流域における近年の主な洪水被害状況参照)ことから、河道の整備は勿論のこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ、想定される計画高水流量を安全に流下させる必要がある。」

しかし、表-4に記されている昭和57年9月台風第18号、平成10年9月台風第5号、平成19年9月台風第9号はいずれも利根川・江戸川本川からの越水がなく、浸水被害も末端支川の氾濫または内水氾濫によるものであった。これらの洪水の痕跡水位を見ると、利根川・江戸川の堤防天端よりはるかに下であり、仮にハッ場ダムによる洪水調節で多少なり水位低減ができたとしても、浸水被害の軽減には何も寄与しなかったことは明らかである。このように、ハッ場ダムの洪水調節が浸水被害の軽減に全く寄与しない洪水を申請書に書き込み、あたかもハッ場ダムがそれらの洪水の被害軽減に役立つかのような幻想を与えるのは、事実を偽るものであり、事業認定申請の根拠に関わる重要な問題である。

この問題に関して、次の質問に答えられたい。

- ① 昭和57年9月台風第18号、平成10年9月台風第5号、平成19年9月台風第9号において利根川・江戸川本川からの越水はあったのか。
- ② 上記3洪水について治水基準点「八斗島」での最高観測水位とその年月日と時刻、および堤防天端高を示されたい。
- ③ 上記3洪水において仮にハッ場ダムがあった場合、「八斗島」での最高水位がどのように変わるのかを示されたい。
- ④ 利根川では1947年のカスリーン台風のあと、1949年のキティ台風洪水で旧江戸川で越水があった以外は、利根川・江戸川の本川から越水する洪水はなくなっているが、この事実を認めるか。
- ⑤ 利根川では「八斗島」の常時水位観測が開始された1950年以降の洪水で、「八斗島」の観測水位がどこまで上がったことがあるのか、現在までの最高観測水位とその年月日、時刻を示されたい。
- ⑥ 上記の現在までの最高観測水位の洪水において仮にハッ場ダムがあった場合、その最高水位がどのように変わるのかを示されたい。

⑦ 「八斗島」の常時水位観測が開始された1950年以降の約60数年間の利根川洪水で、仮に八ッ場ダムがあった場合、その洪水調節が利根川の洪水被害の軽減に寄与したことがあったのかどうかを明らかにされたい。

## **(2) 起業者が示す利根川の堤防漏水事故は八ッ場ダムがあれば、本当に防止できるのか。**

1月24日の「八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に向けた説明会」において起業者は利根川の洪水時の堤防漏水事故を取り上げて、それらの堤防漏水をなくすためにも、八ッ場ダムの洪水調節が必要だと説明した。堤防漏水として取り上げた事例は次のとおりである。

昭和57年9月台風18号の松戸市での漏水、平成18年7月前線降雨の加須市での漏水、平成19年9月台風9号の明和町での漏水

しかし、利根川堤防の漏水対策として八ッ場ダムの洪水調節は意味を持たない。八ッ場ダムによる水位低減はわずかなものであり、堤防の漏水量を減らす効果はゼロに近い。堤防の構造が脆弱であるから、堤防の漏水が起きるのであって、漏水をなくすためには堤防強化の工事を行う以外に方法はなく、その対策を八ッ場ダムに求めるのは筋違いであり、非科学的である。それにもかかわらず、あたかも八ッ場ダムで堤防漏水を防止できるかのような幻想を与えるのは、欺瞞である。

この問題に関して、次の質問に答えられたい。

① 起業者が例示した上記三つの堤防漏水事故において、近傍の水位観測所におけるその洪水の最高観測水位と堤防天端高を示されたい。

② 上記三つの堤防漏水事故において、仮に八ッ場ダムがあった場合、近傍の水位観測所の最高水位がどのように変わるのかを示されたい。

③ さらに、仮に八ッ場ダムがあった場合、上記三つの堤防漏水事故において漏水を防止できるのかどうか、漏水量がどの程度変わるのかを明らかにされたい。

④ 堤防の漏水は堤防の構造の脆弱性に起因するものであるが、利根川・江戸川本川では国交省の調査ですべり破壊およびパイピング破壊の可能性のある堤防が約6割に及んでいる。これらの脆弱な堤防の強化対策を実施する具体的な年次計画とそれに要するおよその工事費用を明らかにされたい。

⑤ 利根川の喫緊の治水対策は脆弱な堤防の強化対策であるにもかかわらず、関東地方整備局はなぜ治水効果が希薄な八ッ場ダムに巨額の河川予算を投じてきているのか、その理由を明らかにされたい。

## **2 ハッ場ダムの「利水目的」に関する質問**

### **(1) ハッ場ダムの暫定豊水水利権は実際には安定水利権と変わらないのではないか。**

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(3) 水道用水及び工業用水の新たな確保」において次のように記されている(21ページ)。

「八ッ場ダムにおける都市用水の開発水量は約 22 m<sup>3</sup>/S となっており、そのうち約 11 m<sup>3</sup>/S については、既に、需要に対する当面の備えとして、八ッ場ダムの完成を前提とした暫定豊水水利権として使用されている。(表-5 八ッ場ダムの開発水量と暫定豊水水利権参照)。」

この記述は、八ッ場ダムの開発水量の半分はすでに豊水暫定水利権として使われているから、八ッ場ダムが完成しないと、不安定な水利権のまま放置されるので、その解消のため、八ッ場ダムが必要だと述べているのであるが、実際には八ッ場ダムの暫定豊水水利権は安定水利権と変わらないものが多い。

暫定豊水水利権のほとんどを占める非かんがい期のみの暫定豊水水利権が特にそうである。これは、水道事業者、工業用水道事業者がかんがい用水の転用で得た水利権について、非かんがい期の水利権を八ッ場ダムで手当てしようというものであるが、非かんがい期(冬期)はかんがい用水の取水が激減するので、流況に余裕があり、取水の支障をきたすことは基本的になく、八ッ場ダムによる手当は無用のものである。

この問題に関して以下の質問に答えられたい。

- ① 表-5に示されている暫定豊水水利権を非かんがい期のみの暫定豊水水利権と通年の暫定豊水水利権に分けて示されたい。
- ② 過去20年間における利根川渇水のそれぞれにおいて、安定水利権に対して実施された取水制限率と、上記の非かんがい期の八ッ場ダム暫定豊水水利権に対して実施された取水制限率を示されたい。なお、取水制限率が期間、水道事業者、工業用水道事業者によって異なる場合は各期間、各事業者ごとに示されたい。
- ③ 過去20年間における利根川渇水のそれぞれにおいて、上記の通年の八ッ場ダム暫定豊水水利権に対して実施された取水制限率を示されたい。なお、取水制限率が期間、水道事業者、工業用水道事業者によって異なる場合は各期間、各事業者ごとに示されたい。

## **(2) 利根川流域の水道用水、工業用水が急速に減少し続けている現実をなぜ踏まえないのか。**

事業認定申請書は「本件事業の完成により、・・・地域の実情に即した各種用水の水源確保に対して大きく寄与するものであり、その社会的、経済的効果は著しく、公益性は高いものである。」(21 ページ)と述べているが、これは最近20年間の水需要の動向を全く踏まえない記述である。

**公述申出書の別紙1**で述べたように、利根川流域6都県全体の上水道の一日最大給水量は1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万m<sup>3</sup>/日も減少した。工業用水も同様で、この20年間に約80万m<sup>3</sup>/日減少した。水道用水の減少は節水型機器の普及等により、一人当たり給水量が急速に減ってきたからであるが、今後は人口も減少傾向になるので、上水道の一日最大給水量の減少傾向が続くことは必至である。

最近20年間の上水道の減少量だけみても、八ッ場ダムの開発水量143万m<sup>3</sup>/日(通年換算の取水量ベースの数字)の約1.4倍にもなり、八ッ場ダムによる水源確保の必要性が明らかに失われている。このことについて以下質問する。

① 起業者は利根川流域の水道用水、工業用水が急速に減少し続けていく現実をなぜ直視しようとししないのか、その現実を踏まえて八ッ場ダムによる水源開発の必要性の有無をなぜ検討しないのか、その理由を明らかにされたい。

### 3 ハッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的に関する質問

**(1) 東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴って喪失する目的をなぜ事業認定申請書に書き込むのか。**

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(2) 流水の正常な機能の維持」において次のように記されている(20 ページ)。

「本件事業は、ダム下流に位置する名勝吾妻峡の景観を保全するための流量及び動植物の生息又は生育等に必要な流量を確保するために、渇水時においてもダムからの水を放流し、八ッ場ダム下流地点において2.4 m<sup>3</sup>/Sの流水を安定的に流下させることにより、吾妻川の流水の正常な機能の維持を図るものであり、その公益性は高いものである。」

吾妻川の晴天時の流量が現在少ないのは、松谷発電所が流量のほとんどを取水しているからである。この松谷発電所は2012年3月末で水利権の更新を迎えた。1988年に発電用水利権の「ガイドライン」(「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局)ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。松谷発電所も水利権更新に伴って、吾妻川の晴天時の流量が増加する。東電の水利権更新の申請書類を見ると、八ッ場ダム予定地で毎秒2.4 m<sup>3</sup>を確保することになっており、水利権の更新が完了すれば、八ッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的が喪失することは明らかである。

事業認定申請書がこのように喪失することが明白になっている目的を掲げて、「公益性は高い」と強弁するのは、常軌を逸していると言わざるを得ない。

以下、この問題について質問する。

① 東京電力㈱は関東地方整備局に対して松谷発電所の水利権更新許可申請書をいつ提出したのか、また、同局内の審査が現在、どのような状況にあるのか、そして、同局はいつごろ、水利権更新許可を出す予定なのかを明らかにされたい。

② 東京電力㈱はこの申請の中で、水利権更新後の吾妻川の流量維持についてどのように説明しているのかを明らかにされたい。

③ 当方が関東地方整備局への情報公開請求で得た東電の説明資料「松谷発電所水利権更新申請における河川維持流量の再検討について」(2013年4月26日)を読むと、吾妻川取水ダム(長野原取水堰)から毎秒1.727 m<sup>3</sup>を放流し、八ッ場ダムまでの残流域からの流入量0.673 m<sup>3</sup>/秒を合わせて、八ッ場ダム予定地で毎秒2.4 m<sup>3</sup>を確保することになっている。この説明資料の内容に誤りはないかを明らかにされたい。

④ したがって、松谷発電所は水利権更新許可がされれば、吾妻川の流量を維持できるように取水量を減らすので、八ッ場ダム予定地で必要とされている 2.4 m<sup>3</sup>/秒は八ッ場ダムなしで確保されるようになる。この事実を認めるのか否かを明らかにされたい。

⑤ 以上のように、松谷発電所の水利権更新許可に伴って喪失する目的「流水の正常な機能の維持」を起業者はなぜ、八ッ場ダムの目的に掲げたのか、その理由を明らかにされたい。

#### 4 八ッ場ダムの「発電目的」に関する質問

##### (1) 八ッ場ダムによって吾妻川の発電量が大幅に減る事実をなぜ示さないのか。

事業認定申請書「4 事業の施行を必要とする公益上の理由」の「(4) 発電」において「本件事業に伴い、ダムからの放流水を有効に利用し、再生可能エネルギーの開発等を目的として、群馬県が八ッ場ダム堤体直下に八ッ場発電所を建設し、最大出力 11,700 kW の発電を行う」と記され、再生可能エネルギーの開発のためにも八ッ場ダムが必要であるとしているが、実際には八ッ場ダムの貯水に伴って吾妻川の東京電力(株)の既設発電所の発電量が大幅に減るので、八ッ場ダムはむしろ再生可能エネルギーを大きく減らす要因になる。

八ッ場ダムの貯水に伴う既設発電所の発電減少量について「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書」は 3-6 ページで「これまでに国上交通省が独自に行った概略的な試算によれば、発生電力量については、ダム建設前は 5 億 7700 万 kwh (東京電力)、ダム建設後は 6 億 200 万 kwh (東京電力 5 億 6100 万 kwh、群馬県 4100 万 kwh) になるとの結果を得ている。」と述べ、減電量がわずかとしている。この試算の結果は不可解であるので、その妥当性を検証するため、関東地方整備局への情報公開請求によってその計算資料を入手したところ、きわめて恣意的な計算であり、実際には東電電力・既設発電所の発電量の大幅減少が避けられないことが明らかになった。

以下、この問題について質問する。

① 起業者の試算は現実合わない仮定がいくつか置かれている。その一つは八ッ場発電所の放流水を東電の原町発電所まで導水するという仮定である。放流水を原町発電所で有効利用できるというのであるが、この導水管の設置は計画されていない。

八ッ場発電所の約 2 km 下流に松谷発電所があるが、八ッ場発電所は地下に設置され、その放流口の標高は松谷発電所より低いため、導水するとすれば、松谷発電所の下流にある原町発電所まで導水管を設置しなければならない。その距離は約 9 km あるので、数十億円以上の工事費が必要になると予想されるが、その工事費は八ッ場ダムの事業費にも八ッ場発電所の事業費にも入っていない。

起業者は、計画もされていない原町発電所までの導水管の設置という仮定をなぜ置いたのか、その理由を明らかにされたい。もし、その導水管が設置される計画があるというならば、だれがいつごろに設置するのか、どの程度の費用がかかるのかを明らかにされたい。

② 起業者の試算の第二の問題は、既設発電所が導水管の工事のため、発電量をゼロかわ

ずかにしている延べ約2年間を含む期間について計算を行い、減電量が小さくなるようにしていることである。

八ッ場ダムの補償工事として発電用導水管の補強工事が行われたため、松谷発電所や原町発電所が休止するかまたは発電量をわずかにしている期間が延べ約2年間に及んでいる。起業者の試算では発電が停止された期間は八ッ場ダムがない場合もある場合も発電ゼロとしており、減電量がゼロになっている。さらに、原町発電所に関しては発電量をわずかにしている期間では八ッ場ダム後は八ッ場ダムからの導水で送水量が増えるとして、発電量を大幅に増やし、逆に増電になっている。

起業者はどのように松谷・原町発電所が休止するかまたは発電量をわずかにしている期間を含む期間についてなぜ試算を行ったのか、なぜアンフェアなやり方の試算を行ったのか、その理由を明らかにされたい。

③ 起業者の試算の第三の問題は、八ッ場ダムの放流の状態を見て、フィードバックさせて上流の長野原取水堰から松谷発電所への送水量を変えるきわめて複雑な運用を前提とする計算を行っていることである。

その運用とは、八ッ場ダムから放流している場合、その放流量の8割を次の条件で松谷発電所への送水量に加算するというものである。i 「長野原取水堰流量－松谷発電所への送水量」以下、ii 「長野原取水堰からの導水管の送水能力」以下、ii 「松谷発電所の最大使用水量」－「白砂取水堰の取水量」－「川中発電所からの送水量」以下

このように複雑な運用は机上計算では可能であっても、現実にできるのか、特に流量が時々刻々変わる場合に実施できるのか、きわめて疑わしい。

起業者がこのように複雑な運用ができると主張するならば、それを実施している事例を詳しく説明されたい。

④ 起業者の試算の問題はその他にもあり、起業者は既設発電所の減電量がわずかになる結論が得られるように恣意的な計算を行ったと考えられる。そして、これは起業者による試算に過ぎず、その真相は、今後、減電補償額に関する東電と国交省の間の補償交渉の結果として明らかにされる。補償交渉の結果、減電量が起業者の試算によるはるかに大きくなった場合、起業者はどのように責任をとるのかを明らかにされたい。